

第7回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

<事業報告>

- 会社の新株予約権等に関する事項
- 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

<連結計算書類>

- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

<計算書類>

- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

マクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.macfehd.co.jp/ir/ja/Top.html>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

1 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

2 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

1 ● 業務の適正を確保するための体制

当社では業務の適正を確保するための体制として取締役会において以下のとおり基本方針を定めております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令等の遵守が企業活動の前提であるとの認識のもと、取締役は当社並びに当社グループ全般の法令遵守の徹底に率先して努める。取締役は、「取締役会規程」その他の関連規則に基づき月1回定例開催される取締役会に出席し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互にその職務執行の監視・監督にあたる。
- (2) コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス規程」を定める。社長を委員長とするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図り、必要に応じ、各担当部署にて規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行う。実施にあたってはコンプライアンス部を所管部署とする。
- (3) 反社会的勢力排除のための体制整備に取り組み、グループ全役職員に反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み、不正、不当な要求に応じない旨を徹底する。
- (4) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制を整備・運用し、その有効性を適正に評価する。
- (5) 内部監査を担当する内部監査室は、法令等の遵守状況を監査し、取締役会及び監査役会に報告する。
- (6) 当社並びに当社グループ各社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、社外の弁護士、第三者機関等を直接の情報受領者とする内部通報制度を設置・運営する。その運営についてはコンプライアンス部がモニタリングする。
- (7) 監査役は当社並びに当社グループの法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに改善策の策定を取締役に求めることができる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、一定期間は閲覧可能な状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理体制を確立するため、「リスクマネジメント規程」を定めるとともに、各種のリスクの予防を行うコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、リスク管理の推進状況の把握と必要施策の立案などを行い、定期的に取り締役会、グループ経営会議に報告する。
- (2) リスク発生の際の対策本部設置・情報管理等迅速に対応できる社内横断的な管理体制の整備を行い、二次損害の拡大、再発の防止を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、月1回の定例開催の他必要に応じて適宜臨時に開催するものとし遅滞なく重要案件を審議する体制を確保する。また事前にグループ経営会議において議論を行い、この議論を経て取締役会による執行決定を行う。
- (2) 取締役会の決定に基づく職務執行については、「業務分担規程」及び「職務権限規程」等に基づき、役割分担や指揮命令関係等を通じて職務の効率的な遂行を図る。

⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ経営理念をグループ会社全てに適用する。グループ各社はこれを基礎として諸規程を定めるものとする。重要事項については、直接出資会社との間で締結する経営管理契約に基づき、重要事項について当社の承認または当社への報告を求めらることで当社が適切に経営管理を行う。
- (2) 「グループ会社管理規程」に基づき、グループ各社の管理並びに必要なに応じてモニタリングを行う。
- (3) 当社の取締役は、グループ各社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告する。
- (4) 当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、グループ各社にも必要に応じて内部監査を実施する。また、グループ会社が実施した内部監査については、当該報告書の写しの提出を受けモニタリングを行う。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役から求めがある場合、当社使用人から監査役補助者を任命する。監査役補助者の人事考課は監査役会が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定し、取締役からの独立性を確保する。
- (2) 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事する。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、監査役のためにより、当社並びに当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告する。また、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。内部監査室の行った内部監査結果や「内部通報規程」に基づく通報状況について、監査役に報告する。
- (2) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
- (3) 取締役及び使用人等が監査役に報告を行った場合、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを受けることを禁止する。

⑧ その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役が当社並びに当社グループの業務及び財産の状況の調査その他の監査職務を遂行するにあたり、内部監査室から内部監査等の結果の報告を受けるとともに、必要に応じ内部監査室に対して調査を求めることができる。監査役は内部監査室との緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するための体制を確保する。
- (2) 代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、当社並びに当社グループの対処すべき課題などにつき意見交換を行い顧問弁護士等との連携を図れるよう協力する。
- (3) 監査役が職務を執行する上で必要な費用は、請求により会社は速やかに支払う。

2 ● 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社での上記の基本方針に基づく当事業年度での運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役等の職務遂行が法令及び定款に適合すること（コンプライアンス体制）の運用状況

当社及び当社グループは、法令遵守に加え社会倫理に基づいた行動について定めた「マクニカ・富士エレ ホールディングス 企業行動憲章」を2015年11月に取締役会で決定しグループ全社に適用しています。

(<https://www.macfehd.co.jp/company/mfway.html>)

当社は、「取締役会規程」等に基づき、取締役会における決議事項、報告事項などの意思決定ルールを明確化しております。当事業年度においては、取締役会を毎月1回開催し取締役、監査役が出席しています。

またグループ会社においても内部監査を実施し、その状況は当社内部監査室に報告され、当社内部監査室より取締役会及び監査役会に報告を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社では「文書管理規程」に基づき、取締役会議事録などの書類を適切に保存しております。

③ 損失の危機の管理に関する規定その他の体制（リスクマネジメント体制）

当社グループ全般に係るリスク管理状況は、当社のリスクマネジメント規程に基づきコンプライアンス部が取りまとめのうえ、半期毎に開催されるコンプライアンス・リスクマネジメント委員会で報告されています。

災害発生時には、社長を最高責任者とする災害対策本部の設置を定め、二次災害の発生を防ぐ体制としています。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

社外取締役を含む取締役間、関係する従業員とは、議案や当社の課題につき適宜意見交換を行っております。

当社は取締役会と同日にグループ経営会議を毎月開催しており、「グループ経営会議規程」に基づく重要案件は事前にグループ経営会議で審議を行ったうえで取締役会の決議を行う体制としております。また、当社は取締役会の諮問機関として、独立性・客観性・透明性の高い手続き・審議を重視する観点から、社外取締役4名と非業務執行取締役1名を委員とする指名・報酬諮問委員会を設け、代表取締役社長の選任、取締役・監査役候補者の選定、各取締役・執行役員の報酬（株式報酬も含む）につき、取締役会に答申することとしております。

⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社はグループ全社の経営方針体系を改定し、上位概念として企業理念、パーパスを定め、ビジョン、バリューと合わせてこれを適用しております。また、「グループ会社管理規程」により、グループ会社の重要事項は当社への報告もしくは当社の承認が必要とされており、グループ経営会議、取締役会で審議を行っております。

⑥ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役は適宜意見交換を行っております。

常勤監査役は取締役会への出席の他、グループ経営会議等の重要会議にも出席し、監査役会を通じて各監査役との連携をとっております。

また内部監査室より四半期ごとに内部監査結果の報告を受け、会計監査人とは四半期ごとの定例報告会に加え連絡会等を随時行うことで、監査の実効性を確保しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,040	46,762	77,854	△1,586	137,070
当期変動額					
剰余金の配当			△4,041		△4,041
連結子会社と非連結子会社との 合併に伴う変動		8			8
親会社株主に帰属する 当期純利益			25,798		25,798
連結範囲の変動		△383			△383
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		102		197	300
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△493			△493
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△765	21,756	196	21,187
当期末残高	14,040	45,996	99,611	△1,389	158,258

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証 券評価 差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換 算調整 勘定	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	432	△282	4,963	5,112	3,826	146,010
当期変動額						
剰余金の配当						△4,041
連結子会社と非連結子会社との 合併に伴う変動						8
親会社株主に帰属する 当期純利益						25,798
連結範囲の変動						△383
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						300
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動						△493
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	555	△220	6,425	6,760	5,805	12,566
当期変動額合計	555	△220	6,425	6,760	5,805	33,754
当期末残高	987	△503	11,388	11,873	9,632	179,764

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社は、次の31社であります。

(株)マクニカ

MACNICA CYTECH LIMITED

MACNICA CYTECH PTE.LTD.

MACNICA GALAXY INC.

ANSWER TECHNOLOGY CO., LTD.

MACNICA CHUNGJU CO., LTD.

NETPOLEON SOLUTIONS PTE LTD

その他 24社

なお、当連結会計年度中に重要性が増したMACNICA ATD EUROPE S.A.Sと、新たに株式を取得したANSWER TECHNOLOGY CO., LTD.を連結の範囲に含めており、前連結会計年度において連結子会社でありましたマクニカネットワークス(株)は(株)マクニカに、MACNICA HONG KONG, LIMITEDはMACNICA CYTECH LIMITEDに吸収合併され消滅しましたので、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社は、14社であります。

主要な非連結子会社の名称

FUJI ELECTRONICS SHANGHAI CO.,LTD.

(3) 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数は、次の2社であります。

CROWDANALYTIX SOLUTIONS PRIVATE LIMITED及びその子会社1社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用していない非連結子会社14社（FUJI ELECTRONICS SHANGHAI CO.,LTD.他）及び関連会社2社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。ただし、当社の関係会社が投資事業組合等を管理運営している場合は、当該組合等の損益項目の持分相当額を取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

③ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

在外連結子会社は見積耐用年数に基づく定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～61年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

また、市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効期間（3年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度における負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度における負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しております。

集積回路及び電子デバイスその他事業、並びにネットワーク事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(集積回路及び電子デバイスその他事業)

主に集積回路及び電子デバイス製品の販売を行っております。このような商品又は製品の販売については顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。なお、商品又は製品の国内の販売においては、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、顧客への商品又は製品の販売における当社の役割が代理人に該当する取引については、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額を収益として認識しております。

(ネットワーク事業)

主にハードウェア及びソフトウェア製品の販売を行っております。このような商品又は製品の販売については顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。なお、商品又は製品の国内の販売においては、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、サービス契約における役務の提供については、主に保守サービスであり、顧客との契約内容によって一定期間で、均等に契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、主として発生年度に全額を費用処理しております。

② 重要な外貨建資産又は負債等の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、当該子会社の決算日等の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

③ 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建予定取引

(ハ) ヘッジ方針

デリバティブ取引は、為替変動リスクをヘッジすることを目的としております。

(ニ) ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、高い相関関係があると考えられるため、有効性の評価を省略しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、投資効果の発現する期間を見積り、当該期間において均等償却をしております。ただし、金額的に重要性がない場合には発生年度に一括償却しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱い

に従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「電子記録債権」及び「売掛金」にそれぞれ区分表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

また、金融商品に関する注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(1) 財又はサービスの種類別の内訳

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	集積回路及び電子デバイスその他事業	ネットワーク事業	計		
集積回路	626,122	－	626,122	－	626,122
電子デバイス	38,913	－	38,913	－	38,913
ハードウェア	－	17,869	17,869	－	17,869
ソフトウェア	－	40,945	40,945	－	40,945
サービス	－	24,406	24,406	－	24,406
その他	13,566	－	13,566	－	13,566
顧客との契約から生じる収益	678,602	83,220	761,823	－	761,823
外部顧客への売上高	678,602	83,220	761,823	－	761,823

(2) 地域ごとの情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	集積回路及び電子デバイスその他事業	ネットワーク事業	計		
日本	299,977	61,473	361,450	－	361,450
中国	165,322	4	165,326	－	165,326
その他	213,303	21,743	235,047	－	235,047
顧客との契約から生じる収益	678,602	83,220	761,823	－	761,823
外部顧客への売上高	678,602	83,220	761,823	－	761,823

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3.会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

なお、当社の顧客との契約における支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

また、顧客との契約において約束された対価に重要なリベート及び返品等はありません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産については、主にネットワーク事業のソフトウェアにおけるライセンス供与において、顧客との契約により未請求となっている権利となります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債については、主にネットワーク事業における顧客との保守サービス契約において、顧客から受領した前受金となります。これらのサービスの提供に伴って履行義務は充足され契約負債は収益へ振り替えられます。

連結貸借対照表上、契約資産は「売掛金」に計上しております。当連結会計年度期首における契約資産残高は414百万円、当連結会計年度期末に認識された契約資産残高は284百万円であります。

契約負債は「その他の流動負債」に計上しております。当連結会計年度期首における契約負債残高は14,059百万円、当連結会計年度期末に認識された契約負債残高は12,974百万円であります。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、8,304百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

集積回路及び電子デバイスその他事業における顧客への商品又は製品の販売に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は当連結会計年度の期末時点で197,354百万円であります。当該履行義務は概ね3年以内に履行される見込みであります。

ネットワーク事業における顧客との保守サービス契約に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は当連結会計年度の期末時点で6,903百万円であります。このうち約9割が3年以内に、約1割が3年超に履行される見込みであります。

なお、集積回路及び電子デバイスその他事業、ネットワーク事業に係る残存履行義務のうち、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については、実務上の便法の規定を適用し当該金額には含めておりません。

表示方法の変更に関する注記

連結貸借対照表関係

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「未払金」（前連結会計年度12,826百万円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

連結損益計算書関係

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「営業外収益」の「助成金収入」（当連結会計年度45百万円）については、金額が僅少となったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「貸倒引当金戻入額」（前連結会計年度3百万円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

会計上の見積りに関する注記

（重要な会計上の見積り）

棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品	138,764百万円
棚卸資産評価損戻入益	352百万円（当該金額は売上原価に含まれております。）

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品に関する収益性の低下に基づく簿価の切下げの具体的方法は、正味売却価額と帳簿価額を比較し、正味売却価額が帳簿価額を下回っている場合に正味売却価額まで帳簿価額を切り下げる売価評価減、商品の保有期間に基づいて一定金額まで帳簿価額を切り下げる滞留評価減及び将来の販売可能性の見積りにより販売が見込めない場合に帳簿価額を切り下げる個別評価減の三種類であります。

このうち個別評価減は、商品が搭載される最終製品の需要予測、顧客の所要数量及び顧客からの受注状況、仕入先への返品の実行可能性に基づき、商品の販売可能性を見積り、販売が見込めない数量については当該帳簿価額を切り下げ、その金額を評価損として計上しております。当社が取り扱う集積回路、電子デバイス及びネットワーク関連商品は、技術革新や商品が搭載される製品の価格及びライフサイクルの変化が激しいため、重要な仮定である販売見込数量の見積りには不確実性を伴います。会計上の見積りを行う上では、当該販売見込数量の見積り及び仮定は適切であると判断しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降において追加の損失が発生する可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

- 担保に供している資産
現金及び預金 56 百万円
輸入取引に関して生じる関税・消費税等の保証の担保に供しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 10,681百万円
- その他
債権流動化に伴う買戻義務 1,804 百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 63,030,582株
- 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当金額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,552	25.00	2021年3月31日	2021年6月25日
2021年11月1日 取締役会	普通株式	2,488	40.00	2021年9月30日	2021年12月2日

- 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの
2022年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 3,732百万円
- ② 1株当たり配当額 60.00円
- ③ 基準日 2022年3月31日
- ④ 効力発生日 2022年6月24日

なお、配当原資については利益剰余金とすることを予定しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理マニュアルに従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として外貨建ての営業債権について先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には、商品の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として外貨建ての営業債務について先物為替予約を利用してヘッジしております。

短期借入金及び長期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務、貸付金、借入金及び外貨建予定取引に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。デリバティブ取引につきましては、取引権限等を定めたデリバティブ取引要領に基づき経営会議で基本方針を承認し、これに従い経理財務部が取引を行っております。月次の取引実績は、経理財務部所管の役員及び経営会議に報告しております。連結子会社についても、当社のデリバティブ取引要領に準じて、管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額2,210百万円）及び投資事業有限責任組合への出資（連結貸借対照表計上額313百万円）は、「その他有価証券」に含めておりません。

また「現金及び預金」については、「現金」は注記を省略しており、「預金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」及び「未払金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	546	563	16
その他有価証券	1,802	1,802	—
(2) 長期借入金	13,835	13,820	△15
(3) デリバティブ取引(注)	(1,369)	(1,369)	—

(注) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

3. 金融商品の時価の適切なレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,802	－	－	1,802
資産計	1,802	－	－	1,802
デリバティブ取引				
通貨関連	－	1,369	－	1,369
負債計	－	1,369	－	1,369

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
転換社債型新株予約権付社債	－	－	563	563
資産計	－	－	563	563
長期借入金	－	13,820	－	13,820
負債計	－	13,820	－	13,820

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。また、転換社債型新株予約権付社債の時価の算定方法は、外部の評価専門家から入手した価格によって、割引率等の重要な観察できないインプットを用いて二項モデルに基づく評価技法を適用して算定しており、レベル3の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	2,734円55銭
1 株当たり当期純利益	414円89銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	14,040	6,540	57,319	63,859
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				-
当期純利益				-
自己株式の取得				-
自己株式の処分			102	102
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				-
当期変動額合計	-	-	102	102
当 期 末 残 高	14,040	6,540	57,422	63,962

(単位：百万円)

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益 剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	8,629	8,629	△1,586	84,943	84,943
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	△4,041	△4,041		△4,041	△4,041
当期純利益	7,544	7,544		7,544	7,544
自己株式の取得		-	△0	△0	△0
自己株式の処分		-	197	300	300
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		-		-	-
当期変動額合計	3,503	3,503	196	3,803	3,803
当 期 末 残 高	12,133	12,133	△1,389	88,746	88,746

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

2. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度における負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度における負担額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しております。

主な履行義務の内容は、連結子会社である(株)マクニカに対する経営管理・指導であります。

当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、契約期間にわたって期間均等額で契約に定められた、当社の人件費及びその他経費に一定の料率を乗じた金額を収益として認識しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

貸借対照表関係

前事業年度において、区分掲記しておりました「流動負債」の「関係会社預り金」（当事業年度1,974百万円）については、金額が僅少となったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記したものを除く）

短期金銭債権	216百万円
--------	--------

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業収益	8,656百万円
------	----------

営業費用	84百万円
------	-------

営業取引以外の取引高	129百万円
------------	--------

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	814,802株
------	----------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な要因

賞与引当金、株式報酬費用等であります。

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	資本金 又は 出資金	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
				役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	(株)マクニカ	11,194	所有 直接100.0	兼任8名	資金の支援	資金の貸付 (注) 1	576	関係会社 短期貸付金	18,585
					経営管理・ 指導	経営管理 料 (注) 2	1,213	—	—
	マクニカネットワ ークス(株)	300	所有 間接100.0	兼任1名	資金の支援	資金の借入及び寄託 (注) 1,3	419	関係会社 預り金	15,367
	マクニカソリュー ションズ(株)	100	所有 間接100.0	兼任1名	資金の支援	資金の借入及び寄託 (注) 1	9	関係会社 預り金	1,974

- (注) 1. 資金の貸付又は借入及び寄託についてはCMS(キャッシュマネジメントシステム)による取引金額が含まれており、取引金額は期中の平均残高を記載しております。
2. 経営指導料の金額については、グループ会社経営管理のための当社の必要経費を基準として決定しております。
3. マクニカネットワークス(株)は2021年10月1日付で(株)マクニカを存続会社とする吸収合併により消滅しております。このため、取引金額には関連当事者であった期間の金額、期末残高には関連当事者に該当しなくなった時点の残高を記載しております。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
役員	中島 潔	被所有 直接0.18	当社 取締役会長	金銭報酬債権の 現物出資 (注)	17	—	—
	原 一将	被所有 直接0.08	当社 代表取締役社長	金銭報酬債権の 現物出資 (注)	28	—	—
	三好 哲暢	被所有 直接0.06	当社 代表取締役副社長	金銭報酬債権の 現物出資 (注)	26	—	—
	荒井 文彦	被所有 直接0.04	当社 取締役	金銭報酬債権の 現物出資 (注)	14	—	—
	佐野 繁行	被所有 直接0.11	当社 取締役	金銭報酬債権の 現物出資 (注)	14	—	—
	佐藤 剛正	被所有 直接0.06	当社 取締役	金銭報酬債権の 現物出資 (注)	14	—	—
	Seu, DavidDaekyung (スーデビッド ダイキャン)	被所有 直接0.04	当社 取締役	金銭報酬債権の 現物出資 (注)	14	—	—
	西沢 英一	被所有 直接0.03	当社 取締役	金銭報酬債権の 現物出資 (注)	7	—	—

(注) 譲渡制限付株式報酬に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,426円43銭
1 株当たり当期純利益	121円34銭

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、重要な会計方針に係る事項に関する注記の「3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。